

全国こども政策関係課長会議

令和7年3月

こども家庭庁成育局 保育政策課
認可外保育施設担当室長 大部 沙絵子

《 目 次 》

- I. 認可外保育施設について
 - 1. 質の確保・向上について
 - 2. 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）の活用等について
- II. 企業主導型保育事業について
 - 1. 企業主導型保育事業における指導・監査及び研修等について
 - 2. 企業主導型保育事業における医療的ケア児の受入れ検討について

I . 認可外保育施設について

基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども（※）が、無償化の対象。（※）保育の必要性の認定を受けたこども
- ただし、経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は、猶予期間として、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設に通うこどもについても、施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている。（子ども・子育て支援法改正法附則第4条）

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75%（約1万施設）⇒ 令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
- ・何らかを満たしていない基準がある施設は全体の約25%（約3500施設）
ただし、そのうち多くは「施設及びサービスに関する内容の揭示（約11%）」、「安全確保（安全計画の策定、訓練等）（約10%）」、「消防計画、防火管理者の選任・届出（約9%）」、「サービス利用者に対する契約内容の書面交付（約7%）」など容易に満たし得る基準を満たしていないもの（①）。
「保育室の面積（約0.3%）」、「非常口設置（約1.3%）」など満たすために相当の期間を要するものは極わずか（②）。

令和6年9月までの対応方針

※（）内の％は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

- ①の満たしていない施設に対しては、保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底。
- ②の経過措置期間中に基準を満たす見込みがない施設については、当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う。

令和6年10月以降の対応方針

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や深夜・夜間帯の保育を常態としている施設などについて、一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。

○ 全ての自治体に調査を行ったところ、外国人児童の多い施設（8自治体）、深夜・夜間帯の保育を常態としている施設（5自治体）について対応が困難な事例として回答があった。
（具体例）
・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。
・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。



一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。

- ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。
 - ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること
 - ② 基準を満たしていない外国人児童が多い施設や深夜・夜間帯の保育を常態としている施設などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。

（※ 都道府県知事が個別に施設を指定する）

※国家戦略特別区域内の施設について、保育する乳幼児がおおむね半数以上が外国人である場合の保育士の配置基準を1名以上とできる特例措置がある。
今後、特区指定区域内での本特例措置の活用実績があれば、検証の上、全国展開を行う方針。

基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置の取り扱いについて

「基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置 令和6年10月から令和12年3月末までの取扱いについて」
(令和6年7月12日こ成保第709号こども家庭庁成育局長通知) 【抜粋】

都道府県知事の指定

- 第213回国会（令和6年通常国会）において成立した、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条が改正され、令和6年10月から令和12年3月末までの間においては、都道府県等への届出を行った基準を満たさない施設のうち、「当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める同条第2項第1号に定める区域をいう。）における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして」都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

指定の考え方

＜都道府県知事が指定する対象施設に関する基本的な考え方＞

基準を満たしていない施設であって、外国人児童が多い施設や夜間・深夜帯の保育を常態として行っている施設など、

- ・ **設備基準などを満たしていないために、基準を満たすためには相当の期間を要すること（要件A）**
- ・ **かつ、認可保育所等に転園することが困難であること（要件B）**

※ 認可外保育施設として都道府県等に対して届出を行っている必要がある。

＜要件Aの考え方＞

以下①～③のすべてに該当

- ① 基準のうち、設備基準や有資格者数の基準など、満たすために相当の期間を要する基準のいずれかを満たしていない施設であること
- ② 基準のうち、容易に満たせる基準を満たしている施設であること
- ③ 当該施設が、**新経過措置期間中（令和12年3月末まで）に基準を満たすための具体的な計画（達成時期を含む）及び基準を満たすまでの間の安全対策等を定めていること**を、都道府県が確認した施設であること

＜要件Bの考え方＞

言語や保育の利用を必要とする時間帯等の関係で当該施設でなければ利用児童が保育を受けられない場合であり、以下①～③のいずれかに該当

- ① 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね全数が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、**現に保育する乳幼児のおおむね全数が外国人である施設**で、近隣に当該外国人児童が保育を受けられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ② **夜間・深夜帯の保育（夜8時以降の保育又は宿泊を伴う保育）を常態として行っている施設**で、近隣に夜間・深夜帯の保育を行っており、当該利用児童を受け入れられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ③ ①②と同様に、当該施設でなければ利用児童が保育を受けられないと都道府県が認める場合

※ 新経過措置は施設が基準を満たすための猶予期間であることに鑑み、指定の期間については、漫然と最長期間を設定するのではなく、できるだけ早期に基準を満たすことを念頭に、施設が提出した計画等の内容を踏まえ、具体的に検討し、設定することが求められる。

※ 令和6年10月以降の新設施設については、原則、指定の対象外。

1 . 質の確保・向上について

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯①

平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕

＜主な内容＞
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ

令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

＜主な内容＞
・全ての事業所内保育施設の届出対象化
・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定

7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ

「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」

9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

＜主な内容＞
・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
・幼稚園併設施設の届出対象化

○『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）

※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、令和3年3月の通知で提示

10月 幼児教育・保育の無償化施行

令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

＜主な内容＞
・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
・市町村権限との関係
・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯②

- | | | |
|------|----|---|
| 令和2年 | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理 <p>※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）</p> </div> |
| 令和3年 | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ 「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」 |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設における、乳幼児が1人の場合の職員配置の考え方を再整理 </div> |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（通知） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」等の基準の提示 <p>※令和元年9月の通知は廃止</p> </div> |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔令和3年5月1日施行〕 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について ○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に事業停止命令等を受けたか否かについて、届出・変更届出事項や施設における掲示事項、運営状況報告事項へ追加 </div> |

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯③

令和4年 6月 ○児童福祉法改正（令和4年9月15日施行）

〔＜主な内容＞
・認可外保育施設の設置者に対して、改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要な場合に、他の都道府県知事に対して、当該勧告又は命令の対象となる設置者に関する情報提供を求めることができることとした
・認可外保育施設に事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合は、その旨を公表できることとした〕

9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について

〔＜主な内容＞
・6月の児童福祉法改正を踏まえ、自治体間の情報提供に関する留意事項等を追加〕

令和5年 1月（令和5年4月1日施行）

○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について

〔＜主な内容＞
・安全計画、業務継続計画、バス送迎の際の児童の所在確認や安全装置の設置に関する規定の基準への追加〕

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正について

〔＜主な内容＞
・安全計画、バス送迎の際の児童の所在確認に関する評価基準の追加〕

令和5年 3月（予定）（令和5年4月1日施行）

○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正について

〔＜主な内容＞
・保育士の欠格期間の見直しに伴う、指導監督指針（留意事項27）「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」のベビーシッターの処分内容の改正〕

認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯④

令和6年 3月（令和6年4月1日施行） ※いずれも子ども家庭庁発足後初回の通知となるため、一部改正通知ではなく、新規制定となる
○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）

<主な内容>

- ・ベビーシッター事業者であって複数の保育従事者を雇用している場合には、保育従事者について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、消費税法第三の二に定める「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、当該基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置の廃止
- ・バス送迎の際の児童の所在確認や安全装置の設置に関する規定の経過措置の廃止
- ・提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨の追記
- ・利用者と利用契約が成立したときに、利用者に対して交付する契約内容を記載した書面から、施設の管理者の住所を削除

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）

令和6年 6月 ○子ども・子育て支援法改正（令和6年10月1日施行）

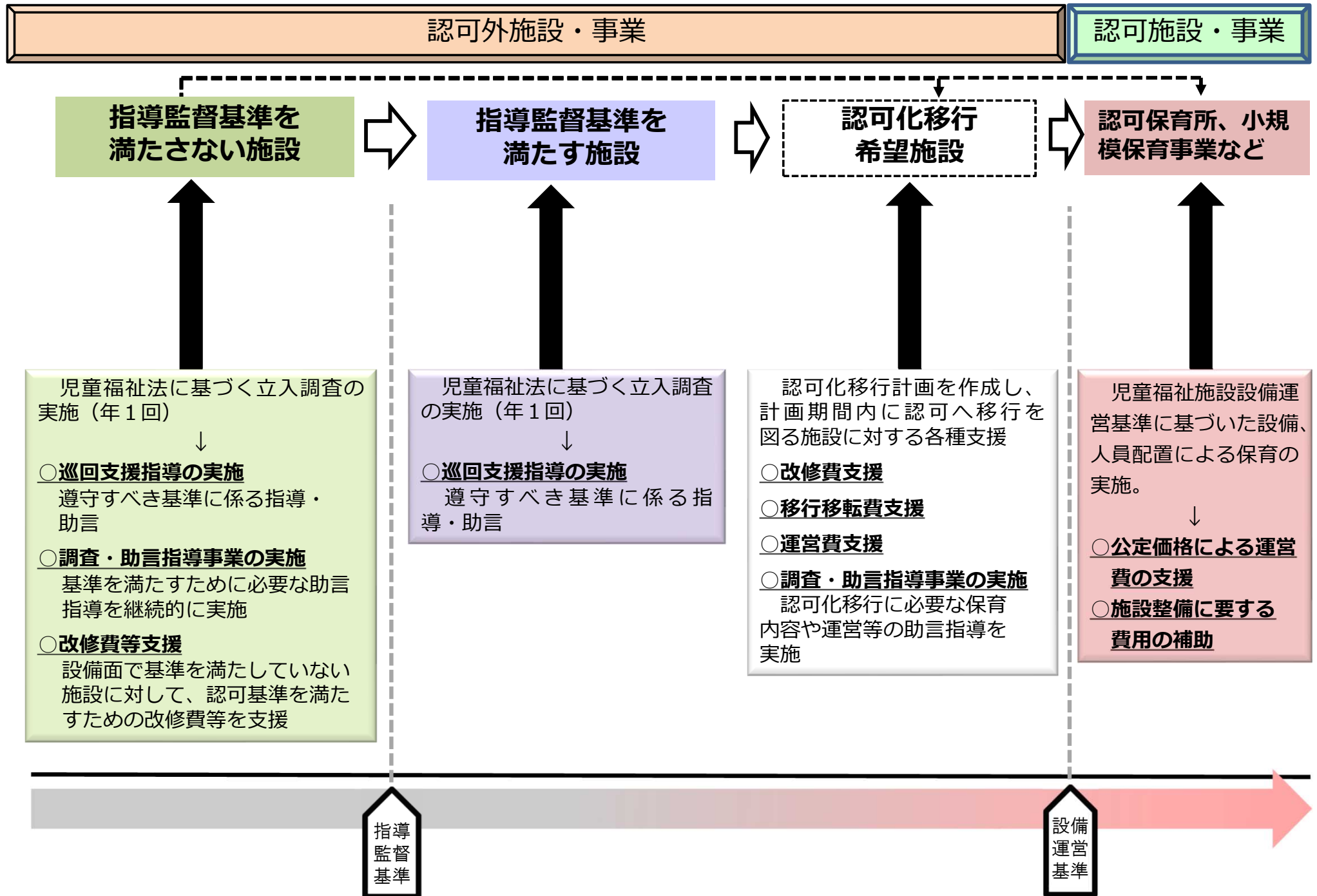
<主な内容>

- ・指導監督基準を満たさなくとも、都道府県に認可外保育施設としての届出をしていれば、無償化の対象となる経過措置の終了。
- ・令和6年10月から令和12年3月末までの間においては、都道府県等への届出を行った基準を満たさない施設のうち、「当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして」都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる新経過措置の創設

令和6年 9月 旧経過措置の終了

令和6年 10月 新経過措置の開始

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



認可外保育施設の現状

1. 施設数・事業所数

(出典：令和4年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,013か所	8,579か所	6,519か所 (事業者：481 個人：6,038)	3,844か所	19,955か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,013か所	8,579か所	6,519か所	3,844か所	19,955か所
立入実施施設②	681か所	7,024か所	1,799か所 (事業者：182 個人：1,617)	2,684か所	12,188か所
実施率(②/①)	67.2%	81.9%	27.6%	69.8%	61.1%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。(ベビーシッターについては、令和2年4月1日より年1回以上集団指導を行うことを求めている。)

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	681か所	7,024か所	1,799か所	2,684か所	12,188か所
基準適合施設④	393か所	5,577か所	1,015か所	1,776か所	8,761か所
基準適合率(④/③)	57.7%	79.4%	56.4%	66.2%	71.9%

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数（1/3）

○ 認可外保育施設指導監督基準の各項目について、当該基準を満たしていない施設数及び立入調査実施施設数に占めるその割合（施設類型別）は以下のとおり。

※黄色セルは、満たすために相当の期間を要すると考えられる項目

※赤字は、立入調査実施施設数（ベビーシッターを除く）に占める不適合施設の割合が5%以上のもの

※ベビーシッターについては、施設等利用費支給対象児童で利用している者が少なく、無償化の経過措置の影響が少ないため、分けて記載。

保育従事者数及び資格	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育に従事する者の配置	329	3.2%	49	7.2%	163	2.3%	117	4.4%	6	0.3%
月極利用契約乳幼児または一時預かりを加えた総乳幼児数に対する保育従事者数	58	0.6%	7	1.0%	20	0.3%	31	1.2%	0	0.0%
有資格者の数（必要保育従事者の1/3）	278	2.7%	48	7.0%	41	0.6%	189	7.0%	150	8.3%
保育士の名称（保母・保父や紛らわしい名称を使用していないか）	10	0.1%	3	0.4%	3	0.0%	4	0.1%	0	0.0%

保育室等の構造、設備及び面積①	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育室の面積（乳幼児1人あたり1.65㎡以上）	33	0.3%	3	0.4%	8	0.1%	22	0.8%	0	0.0%
調理室（施設外調理の場合は調理機能）	33	0.3%	6	0.9%	9	0.1%	18	0.7%	0	0.0%
おおむね1歳未満児とその他の幼児との保育場所の区画	23	0.2%	3	0.4%	11	0.2%	9	0.3%	0	0.0%
保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保（同一のベッドに2人以上寝かせてないか）	37	0.4%	11	1.6%	14	0.2%	12	0.4%	0	0.0%
便所の手洗設備、便所と保育室・調理室との区画、便器の数	66	0.6%	14	2.1%	23	0.3%	29	1.1%	0	0.0%
消火用具の設置、非常口の設置（1階の場合の退避用経路）	183	1.8%	33	4.8%	67	1.0%	83	3.1%	6	0.3%

（出典：令和4年度認可外保育施設の現況とりまとめ）

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数（2/3）

保育室等の構造、設備及び面積②	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
消防計画、防火管理者の選任・届出	920	8.9%	121	17.8%	444	6.3%	355	13.2%	74	4.1%
（2階）転落防止設備	17	0.2%	2	0.3%	5	0.1%	10	0.4%	0	0.0%
（2階）耐火建築（もしくは準耐火）又は避難設備（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路・バルコニー）	48	0.5%	8	1.2%	17	0.2%	23	0.9%	0	0.0%
（3階）耐火建築	5	0.0%	0	0.0%	3	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
（3階）避難設備（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路）・保育室～避難設備の距離（歩行距離30m以内にあるか）	33	0.3%	8	1.2%	8	0.1%	17	0.6%	0	0.0%
（3階）転落防止設備	5	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	3	0.1%	0	0.0%
（3階）防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	7	0.1%	4	0.6%	0	0.0%	3	0.1%	0	0.0%
（4階以上）耐火建築	4	0.0%	2	0.3%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
（4階以上）避難設備（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路）・保育室～避難設備の距離（歩行距離30m以内にあるか）	22	0.2%	8	1.2%	6	0.1%	8	0.3%	0	0.0%
（4階以上）転落防止設備	1	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
（4階以上）防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	7	0.1%	3	0.4%	0	0.0%	4	0.1%	0	0.0%
保育内容・給食	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育内容、保育計画、必要な遊具・保育用品	191	1.8%	34	5.0%	84	1.2%	73	2.7%	57	3.2%
施設内研修、乳幼児の人権への配慮、児相等との連携	340	3.3%	53	7.8%	131	1.9%	156	5.8%	306	17.0%
保護者との連携、緊急連絡表の整備、要望への対応	66	0.6%	15	2.2%	23	0.3%	28	1.0%	13	0.7%
調理室、調理器具、食器、食品の衛生管理	95	0.9%	10	1.5%	46	0.7%	39	1.5%	6	0.3%
乳幼児の食事への配慮（年齢に適した食事、アレルギー対応）、献立作成	119	1.1%	13	1.9%	66	0.9%	40	1.5%	16	0.9%

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数（3/3）

健康管理・安全確保	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
登降園時の健康状態の観察、保護者への報告等	50	0.5%	14	2.1%	16	0.2%	20	0.7%	14	0.8%
発育チェック	193	1.9%	27	4.0%	69	1.0%	97	3.6%	15	0.8%
乳幼児の健康診断（入所時、年2回の定期健診）、緊急時病院関係一覧の作成及び職員への周知	743	7.2%	87	12.8%	336	4.8%	320	11.9%	6	0.3%
職員の健康診断（採用時、定期）、調理に携わる職員の検便（月1回）	435	4.2%	74	10.9%	134	1.9%	227	8.5%	136	7.6%
必要な医薬品、医療品の整備	46	0.4%	4	0.6%	27	0.4%	15	0.6%	17	0.9%
感染症への対応	80	0.8%	6	0.9%	34	0.5%	40	1.5%	22	1.2%
乳幼児突然死症候群への対応（睡眠時チェック、うつぶせ寝防止、保育室内禁煙）	142	1.4%	26	3.8%	65	0.9%	51	1.9%	36	2.0%
安全計画（計画策定、訓練、職員・保護者への周知）	1013	9.8%	128	18.8%	517	7.4%	368	13.7%	433	24.1%

利用者への情報提供・帳簿等	合計 (10,389か所)		ベビーホテル (681か所)		事業所内 (7,024か所)		その他認可外 (2,684か所)		(参考) ベビーシッター (1,799か所)	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
施設及びサービスに関する内容の掲示	951	9.2%	115	16.9%	456	6.5%	380	14.2%	321	17.8%
サービス利用者に対する契約内容の書面交付	588	5.7%	70	10.3%	280	4.0%	238	8.9%	174	9.7%
サービス利用予定者への契約内容説明	179	1.7%	40	5.9%	67	1.0%	72	2.7%	31	1.7%
職員に関する書類等の整備（資格を証明する書類等、労働者名簿、賃金台帳、労働関係書類の保存）	256	2.5%	41	6.0%	70	1.0%	145	5.4%	21	1.2%
在籍乳幼児に関する書類等の整備（児童の氏名、生年月日、健康状態、在籍記録、契約内容、保護者の氏名や連絡先）	126	1.2%	26	3.8%	36	0.5%	64	2.4%	35	1.9%

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／4以上は有資格者とし、比率（1／4、1／3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は 5年間に上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】 国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）

*新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる

【補助基準額】 1施設当たり 3,777.7万円（待機児童対策地域協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体 1施設当たり 4,131.9万円）

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】 国1／2
- ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり 61.3万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。【補助基準額】 1施設当たり 54.7万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】 1施設当たり 82.1万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】 国1／2
- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要となる費用を補助する。
【補助基準額（移転費）】 1施設当たり 141.7万円
【補助基準額（仮設設置費）】 1施設当たり 448.6万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】 国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）
【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

保育所・認定こども園への移行希望施設	基本分単価	+ 公定価格に準じた 各種加算
4 歳 以 上 児	<u>6.7万円</u>	
3 歳 児	<u>7.5万円</u>	
1 , 2 歳 児	<u>13.3万円</u>	
0 歳 児	<u>20.5万円</u>	

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
【補助基準額】 14.1万円
- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
【補助基準額】 0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
【補助基準額】 2.0万円

※補助基準額は令和6年度単価

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

事業の概要

- 保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言や、指導監査や立ち入り調査を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員



認可保育所等



認可外保育施設

認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村： 1 / 2

【補助単価】 ① 研 修 事 業 ： 1 回当たり 356千円

② 巡回支援指導事業：指導員 1 人当たり 4,062千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。
 - ① **指導監督基準を満たすための改修等 (令和6年度末までの時限措置を令和11年度末まで延長) 拡充**
都道府県と市区町村との連名により、以下(1)、(2)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
 - (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
 - (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
 - ② **保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等**
 - (1) 職員配置は指導監督基準を満たしていること(有資格者の配置1/3以上)。
 - (2) 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
 - (3) 「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 国：1/2、都道府県・市町村：1/4、事業者：1/4

【補助単価】 ①指導監督基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり19,776千円 移転費：1か所当たり1,484千円
②保育所等の基準を満たすための改修等 改修費等：1か所当たり39,553千円 移転費：1か所当たり6,181千円

＜こども政策推進事業費補助金＞
令和7年度予算案 0.4億円（0.3億円）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

事業の概要

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
 - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組。
 - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助率】 定額

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」概要①

◆ ガイドラインの目的

マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。

◆ マッチングサイト運営者が遵守すべき事項

・ 保育者のマッチングサイトへの登録

都道府県知事等への届出を行った者に限る。登録の受付の際に証明書類等の提出を求めること。【*】

- ・ 複数登録の禁止
- ・ 相談窓口の設置
- ・ トラブル解決のための措置
- ・ マッチングサイトの利用規約
- ・ 届出制度、利用規約、ベビーシッターなどを利用するときの留意点及びガイドライン適合情報の周知
- ・ 個人情報の管理【*】

マッチングサイトに登録されている保育者の個人情報を適切に管理すること。

・ 保護者への情報提供【*】

保育者が不適切な行為を行った等の事案を把握した場合は、個人情報に十分留意した上で、保護者への速やかな情報提供を行うこと。 等

・ 保育士に関する都道府県への報告【*】

マッチングサイト運営者は、登録されている保育者のうち、保育士資格を有する者が法第18条の5に規定する欠格事由に該当するおそれが生じた場合において、都道府県に対して、当該保育士の氏名等必要な情報の報告を行うこと。

【*】の項目については適合していない場合又は調査において虚偽の回答が認められた場合には、6ヶ月の間（6ヶ月を経過してもなお当該項目について適合していることが確認できない場合は、適合していることが確認できるまでの間）当該マッチングサイトについての調査結果を公表しないこととしている。

◆ マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき以下の事項について利用規約として定めることが適当。遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当。

- ・ 事前の面接
保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。
- ・ 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示
保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、身分証明書及び都道府県知事等への届出証明書類を保護者に示すこと。
- ・ 事前の保育場所の見学等
保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること。
- ・ 保育士証等の提示
保育者は、有資格者の場合は、保育士登録証等の資格が確認できる書類を保護者に提示すること。
- ・ 研修の受講状況の提示
保育者は、研修の受講状況等をマッチングサイトで公開する、又は、研修修了証を保護者に提示すること。
- ・ 事業停止命令等を受けたことがないこと等を申告する書類の提示
保育者は、マッチングサイト運営者に提出した事業停止命令等を受けたことがないこと等を申告する書類を保護者に提示すること。
- ・ 保険への加入
保育者、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ・ 預かっている間の乳幼児の様子への報告
保育者は、預かっている間も保護者の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。
- ・ 緊急事態への対応
保育者は、緊急事態が生じた際に、保護者にすぐ連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。
- ・ 乳幼児の引渡し時の報告
保育者は、乳幼児の引き渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。

(別紙)「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」新旧対照表

新	旧
こ 成 保 第 50 号 令和 5 年 5 月 25 日 <u>こ 成 保 第 ※ 号</u> <u>令和 7 年 ※ 月 ※ 日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長 こども家庭庁成育局長 保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び 認可外保育施設支援等事業の実施について 地域の实情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 なお、平成 29 年 4 月 28 日雇児発 0428 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」は、令和 5 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、令和 4 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。	こ 成 保 第 50 号 令和 5 年 5 月 25 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長 こども家庭庁成育局長 保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び 認可外保育施設支援等事業の実施について 地域の实情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。 なお、平成 29 年 4 月 28 日雇児発 0428 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」は、令和 5 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、令和 4 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

新	旧
記 第1 事業の種類 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 3 認可外保育施設改修費等支援事業 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱（別添1） 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱（別添2） 3 認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱（別添3）	記 第1 事業の種類 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 3 認可外保育施設改修費等支援事業 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱（別添1） 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱（別添2） 3 認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱（別添3）

新	旧
別添 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 1 ～ 3 (略)	別添 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 1 事業の目的 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育所等」という。）が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。 2 実施主体 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 実施主体は、都道府県を原則とする。 ただし、都道府県での実施が困難等の場合、実施主体を市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすることができる。この場合であっても、都道府県はできる限り、市町村と連携及び支援を行い実施するものとする。 なお、上記における連携及び支援が困難な場合、市町村が単独で実施することも差し支えない。 また、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合 実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）を原則とする。ただし、地域の実情を踏まえ、市町村が実施することも可能とす

新	旧
4 実施要件等 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 ① (略)	る。 ② 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（うち子どもの預かりを行う事業）を対象とする場合 実施主体は、市町村を原則とする。ただし、地域の実情を踏まえ、都道府県が実施することも可能とする。 なお、実施主体が市町村の場合の実施方法については、都道府県が市町村と連携及び支援を行い実施又は市町村が単独で実施のいずれの方法であっても可能とする。 また、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。 3 事業の内容 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 保育所等の質の確保・向上のため、保育所等の職員等を対象として、保育所等が遵守・留意すべき基準、保育中の事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施する。 また、保育所等の職員等を対象とする研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 保育所等の質の確保・向上のため、巡回支援指導員を配置する。 巡回支援指導員は保育所等を巡回し、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準の遵守状況、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）や事故防止の取組、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行う。 また、これらの実施のために必要な費用の一部を補助する。 4 実施要件等 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 ① 対象者 ア 保育所等に勤務する保育士又は保育教諭 イ 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員

新	旧
② 実施内容 以下の法令・通知の解説等、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準、保育所等における事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に必要な知識・技術の修得、資質の確保に資する内容とする。 ア ～ イ (略) ウ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」<u>(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)</u> エ 「教育・保育施設等における事故の報告等について」<u>(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号こども家庭庁成育局安全対策課長・こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長・こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知)</u> オ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知) カ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」<u>(令和6年3月22日こ成安第37号・5教参学第40号こども家庭庁成育局安全対策課長・こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長・こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知)</u> キ (略)	ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者 エ 巡回支援指導員(今後、巡回支援指導員となる者も含む。) 等 ② 実施内容 以下の法令・通知の解説等、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準、保育所等における事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に必要な知識・技術の修得、資質の確保に資する内容とする。 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号) ウ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」<u>(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</u> エ 「<u>特定教育・保育施設等における事故の報告等について</u>」<u>(令和5年4月1日こ成安第2号・4教参学第21号こども家庭庁成育局安全対策・保育政策・成育環境・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全・初等中等教育局幼児教育・特別支援教育課長連名通知)</u> オ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知) カ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」<u>(平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・(認定こども園担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・職業家庭両立・家庭福祉・保育課長連名通知)</u> キ 「保育所等における園外活動時の留意事項について」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・保育課事務連絡)

新	旧
	イ 保育所等に対する指導監査や立入調査（以下「指導監査等」という。）の実施、指導監査等を行うに当たっての事前準備に係る補助のほか、指導監査等実施後の保育所等への事後的支援の実施 ウ 保育所等の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導 エ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導 オ 保育所等の園外活動等における安全対策の実地指導 カ その他、保育所等における質の確保・向上に資する助言又は指導 ③ 巡回支援指導員の要件 巡回支援指導員は、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者であること。 ア ②に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者（例：保育所長経験者、保育士資格を持ち十分な経験を有する者、看護師、栄養士等） イ 本事業の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施することができる者 なお、巡回支援指導員については、適切な助言、指導を実施する観点から、「保育所等の質の確保・向上のための研修事業」など保育の質の確保・向上に資する研修を積極的に受講すること。 ④ 留意事項 本事業は、巡回支援指導により保育所等に対し助言、指導を行い、保育所等の質の確保・向上を目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。 ア 保育所等の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し、効果的な巡回支援指導を行うこと。 イ 巡回支援指導員は、巡回支援指導を行った保育所等について、相談内容等を記録、管理し、継続的な支援に努めること。 ウ 都道府県等は、保育所等が守るべき各種基準や事故防止に関するガイドライン等の内容を踏まえたチェックリストを作成し、巡回支援指導員に配布するなど、適切な助言、指導が行われるための必要な措置を講じること。 エ 巡回支援指導員に指導監査等を行わせる場合には、当該巡回支援

新	旧
5 委託事業者への委託 本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。 (1) ～ (5) (略) (6) 委託事業者に指導監査等<u>の全部</u>を行わせることはできないこと。 <u>なお、都道府県等の職員が行う指導監査等について、その一部を委託事業者に行わせることは可能である。</u> 6 ～ 7 (略)	指導員は公務員の身分を有する形で配置するとともに、指導監査等の対象となる施設の状況等に鑑み、必要に応じて、他の職員と共に指導監査等に当たるなど、指導監査等が適切に実施されるよう検討すること。 オ 都道府県等は、巡回支援指導員と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。 カ 都道府県等は、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図り、児童福祉法第 59 条に基づく認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげること。 キ 巡回支援指導の結果の公表については、必要に応じて検討すること。 5 委託事業者への委託 本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。 (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。 (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。 (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、経歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。 (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。 (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域の NPO 法人や子育て支援団体等、保育所等の質の確保・向上のための研修、助言又は指導に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。 (6) 委託事業者に指導監査等を行わせることはできないこと。 6 留意事項 (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関

新	旧
	係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。 (2) 都道府県等及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。 (3) 都道府県等及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。 (4) 都道府県等は、本事業の実施に際し、都道府県等発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極的に周知を図ること。 7 費 用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
別添 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 1 ～ 6 (略)	別添 2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 1 事業の目的 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 3 対象者 本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員とする。（ただし、地方公共団体が運営する認可外保育施設および企業主導型保育事業については除く。） 4 実施要件 (1) 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。 (2) 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。 5 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。 6 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
別添 3 認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱 1 ～ 2 (略) 3 事業の内容 (1) 改修費等支援 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」<u>(令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知)</u> の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に定める基準のうち、設備に関する基準を満たしていない認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第 32 条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準又は指導監督基準に定める基準のうち、設備に関する基準を満たすために必要な経費(改修費等、賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。	別添 3 認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱 1 事業の目的 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。 2 実施主体 実施主体は、都道府県、市町村(特別区を含む。)(以下「都道府県等」という。)又は都道府県等が認めた者とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。 3 事業の内容 (1) 改修費等支援 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」<u>(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</u> の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に定める基準のうち、設備に関する基準を満たしていない認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第 32 条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準又は指導監督基準に定める基準のうち、設備に関する基準を満たすために必要な経費(改修費等、賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

新	旧
※ 賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。 (2) (略) 4 対象事業者 対象事業者は、以下の＜要件1＞又は＜要件2＞のいずれかを満たすものとする。 ＜要件1＞ (1) 保育所等への移行を希望している施設であること。 本事業の実施により保育所等に係る設備に関する基準を満たした後、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」<u>(令和5年9月19日こ成保第111号こども家庭庁成育局長)</u>の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に定める事業等による支援等により、保育所等への移行を図ること。 (2) 保育所等への移行に向けた計画を策定すること。 5年間を上限に保育所等へ移行する計画を策定すること。 (3) ～ (4) (略) <u>(削除)</u> <u>(5) 移行を目指す施設類型に応じて、以下の要件を満たしていること。</u> ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。	※ 賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。 (2) 移転費等支援 立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では指導監督基準に定める設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等に必要な経費（移転費、仮設設置費）の一部を補助する事業。 4 対象事業者 対象事業者は、以下の＜要件1＞又は＜要件2＞のいずれかを満たすものとする。 ＜要件1＞ (1) 保育所等への移行を希望している施設であること。 本事業の実施により保育所等に係る設備に関する基準を満たした後、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」<u>(平成27年4月13日雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</u>の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に定める事業等による支援等により、保育所等への移行を図ること。 (2) 保育所等への移行に向けた計画を策定すること。 <u>子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）附則（令和元年5月17日法律第7号）第4条に定める経過措置日が属する年度の年度末までの間（以下「経過措置期間」という。）に本事業による支援を受けた後、経過措置期間経過後の翌年度内に「認可化移行運営費実施要綱」に定める事業等による支援等を受けることを含め、経過措置期間経過後から5年間を上限に保育所等へ移行する計画を策定すること。</u> (3) 指導監督基準のうち、保育に従事する者の数及び資格に関する基準を満たしていること。 (4) 指導監督基準のうち、設備に関する基準を満たしていないこと。 <u>(5) 本事業の活用等により、経過措置期間内に指導監督基準を満たすこと。</u> <u>(6) 移行を目指す施設類型に応じて、以下の要件を満たしていること。</u> ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

新	旧
② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第28条を満たす見込みがあること。 ③ 小規模保育事業B型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。 ④ 小規模保育事業C型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第33条を満たす見込みがあること。 ⑤ 保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第43条を満たす見込みがあること。 ⑥ 小規模型事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>4(2)で策定した計画期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。	② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第28条を満たす見込みがあること。 ③ 小規模保育事業B型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。 ④ 小規模保育事業C型への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第33条を満たす見込みがあること。 ⑤ 保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第43条を満たす見込みがあること。 ⑥ 小規模型事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）への移行を目指す場合 施設の設備について、<u>経過措置期間内</u>に家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。
<要件2> 施設の所在する都道府県と市区町村との連名により、以下(i)～(iii)の内容を記載した「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を<u>作成し、(iv)に定める期日までに指導監督基準への適合を目指す施設であること。</u> (i)～(iii) (略)	<要件2> 施設の所在する都道府県と市区町村との連名により、以下(i)～(iii)の内容を記載した「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を<u>作成した施設であること。</u> (i) 待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。 (ii) 都道府県又は市区町村において、(i)のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、(i)の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。 (iii) 都道府県及び市区町村の連携により、当該施設が指導監督基準を満たすため、職員又は巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用などを通じて、本事業以外にも十分な支援を行っ

新	旧
(iv) 遅くとも令和12年3月末までに、指導監督基準への適合を目指すものであること。 5 (略) 6 留意事項 (1) 4(2)で策定した計画期間内に指導監督基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。 (2) (略) 7 (略)	ている、あるいは行う予定であること。 (iv) 遅くとも令和6年9月末までに、指導監督基準への適合を目指すものであること。 5 対象事業の制限 (1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。 ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合 ② 施設整備を目的とする場合(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。) (2) 本事業による賃借料の補助は、1の施設・事業所につき1回限りとする。 6 留意事項 (1) 経過措置期間内に指導監督基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。 (2) 移転費等支援について、移転先については、以下の基準を満たしている又は満たすことが可能な場所であること。 ① 4の<要件1>の場合 児童福祉施設設備運営基準第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準のうち、移行を目指す施設類型に応じたもの ② 4の<要件2>の場合 指導監督基準 7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

2. 子ども・子育て支援情報公表システム (ここdeサーチ) の活用等について

施設・サービス内容に関する情報について、「ここdeサーチ」に登録をお願いします

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、R6.4.1から施行されます。
提供するサービス内容について、現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化されます。

自治体から送付される入力様式に記入することで「ここdeサーチ」に掲載されますので、必ず登録をお願いします。



「ここdeサーチ」



自治体から入力様式等の送付



施設等で入力



施設等で入力（記載）いただく項目

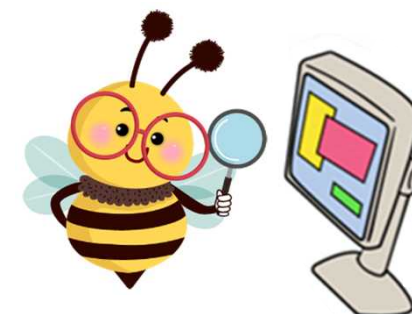
1. 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
2. 建物その他の設備の規模及び構造（※居宅訪問型保育の場合は入力不要）
3. 施設の名称及び所在地
4. 事業を開始した年月日
5. 開所している時間（※居宅訪問型保育の場合は、保育提供可能時間を入力）
6. 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
7. 入所定員
8. 保育士その他の職員の配置数又はその予定
9. 居宅訪問型保育（事業者・個人）又は一日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設の設置者にあっては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
10. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
11. 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
12. 緊急時等における対応方法
13. 非常災害対策
14. 虐待の防止のための措置に関する事項
15. 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別



入力したものを自治体へ返送



「ここdeサーチ」での閲覧が可能



◎「書面での掲示」も引き続き必要です



◎「ここdeサーチ」における掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となりますので、必ず登録をお願いします。

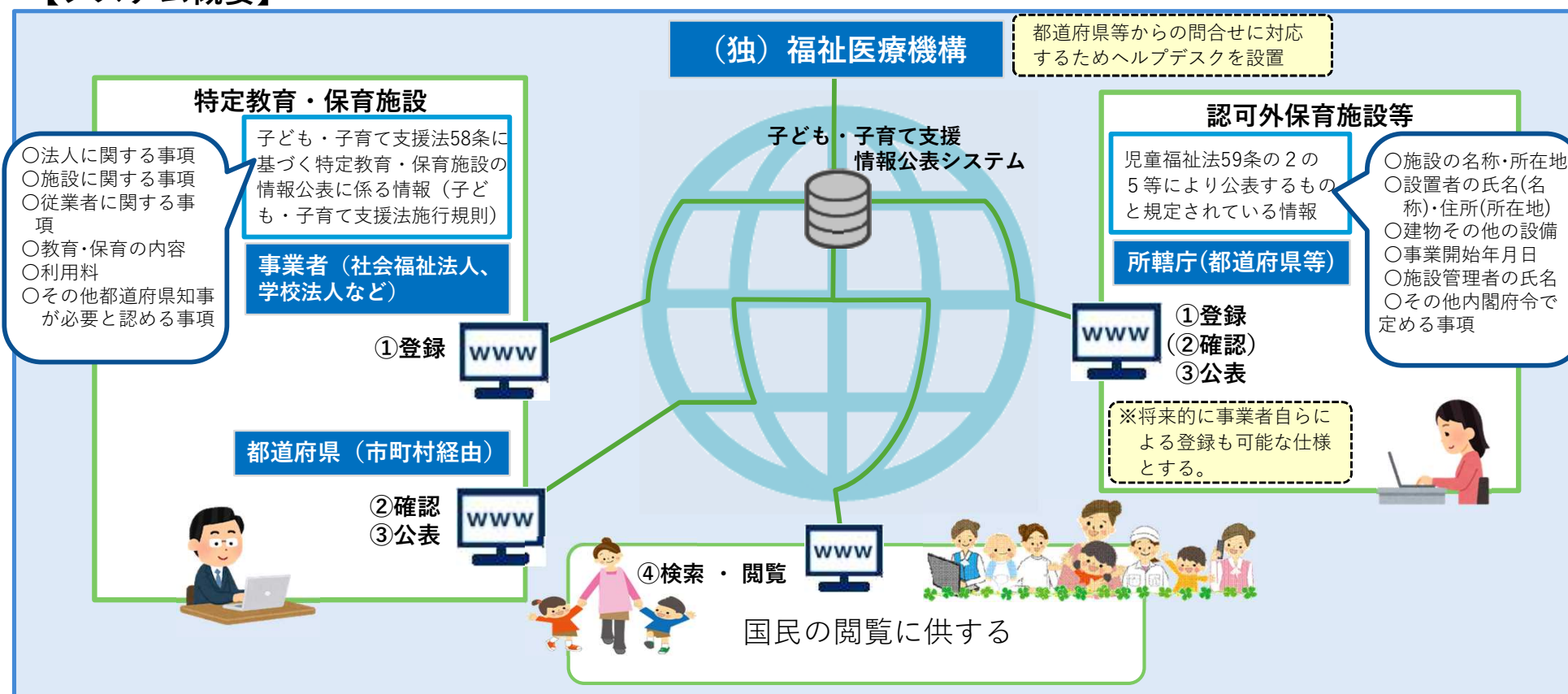
◎居宅訪問型保育（事業者・個人のベビーシッター）も対象です。必ず登録をお願いします。

◎掲示している情報に変更が生じた場合は、「ここdeサーチ」に掲載している情報も変更する必要があります。自治体にご連絡ください。

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、特定教育・保育施設等は、教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 同条第2項に基づき、都道府県知事は、施設等からの報告された内容を公表しなければならない。
- 施設等による報告から都道府県知事による公表までを、全国一律でインターネット上で実施するWebシステムとして、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を（独）福祉医療機構において運用している。（令和元年度にシステムを構築し、令和2年9月から一般公開を開始。）
- このシステムにおいては、利用者の施設等の選択に資する情報を提供するため、インターネット上で検索・閲覧できる環境を構築している。

【システム概要】





子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

1. 情報公表、年度更新の実施状況について

- 令和7年1月末現在の情報登録、公表及び公表済事業所の今年度の年度更新の状況は以下のとおりです。
- 公表事業所の数は順調に増加しており、利用者のニーズに合致するタイムリーな情報提供の観点から、公表内容の最新情報への更新を継続的に行っていく必要があります。
- 公表情報の更新に係る登録促進について、引続き御協力をお願いします。

○ 認可施設

	登録事業所数	公表済事業所数	左記のうち、令和6年度に情報更新を実施した事業所数
事業所数	44,641 (44,700)	43,588 (43,169)	26,453 (24,636)
割合		97.6% (96.6%)	59.3% (55.1%)

○ 認可外施設

	登録事業所数	公表済事業所数	左記のうち、令和6年度に情報更新を実施した事業所数
事業所数	19,904 (19,734)	19,366 (18,455)	14,548 (16,625)
割合		97.3% (93.5%)	73.1% (84.2%)

(注) () 内は、令和5年度の実績



子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

3. ここdeサーチの周知について（各自治体HPへのリンク・バナー設置のお願い）

「ここdeサーチ」は、年間ヒット件数約265万件と、保育所や認定こども園等の利用を希望する保護者の方などから幅広くご利用いただいています。

地域住民の方々に広くご利用いただけるよう、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、**リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや子育て支援に関するページへのリンク設定についてご協力をお願いします。**

（※）各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知をお願いします。



<公開用URL> <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



バナーはこちらから！

サイズ 1 180×55



サイズ 2 183×62



【ダウンロードURL】（下記URLより必要なバナーサイズをお選びください。）

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kokodesearch_banner/

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

第61回 国家戦略特別区域諮問会議（令和5年12月26日）決定

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（抜粋）

2 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

④ 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

- ・ 利用する乳幼児のおおむね半数以上が外国人である認可外保育施設について「外国の保育士資格保有者」や「外国人の乳幼児の保育に知識経験を有する者」を十分な数配置し、かつ日本の保育士資格保有者を1名以上配置している場合は、指導監督基準上の保育従事者の要件（保育従事者のおおむね3分の1以上を有資格者とする）を適用しないことができる特例の全国展開について、保育の質の確保等の観点から、検証結果を踏まえて、2024年度中に結論を得る。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）（抜粋）

5. 立地競争力の更なる強化

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii) 国家戦略特区の加速的推進

⑩ 保育士不足解消等に向けての対応強化

- ・ 国家戦略特区においては、全て又は多くの入所児童が外国人である認可外保育施設について、外国語でコミュニケーションをとることの必要性、子どもの安全の確保を含む適切な保育を提供することの必要性等を踏まえ、認可外保育施設指導監督基準において従事者の概ね3分の1以上配置しなければならない保育士等に、外国での保育士資格を持つ外国人を含めることについて速やかに検討し、結論を得る。40

Ⅱ．企業主導型保育事業について

1. 企業主導型保育事業における 指導・監査及び研修等について

企業主導型保育事業における指導・監査等について

目 的

- 企業主導型保育事業では、保育の質や事業の継続性・安定性の確保等を図るため、
①立入調査（保育面を中心とした全般的な指導・監査）、②午睡時抜き打ち調査、③専門的財務監査、④専門的労務監査を実施する。
- 保育の質の向上等を図るため、指導・監査とは別に⑤巡回指導を実施し、施設における保育内容等に関する助言・指導を行う。

	①立入調査 (保育面を中心とした 全般的な指導・監査)	②午睡時抜き打ち調査	③専門的財務監査	④専門的労務監査	⑤巡回指導
目 的	企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、計画的かつ継続的な立入調査を行い、利用児童の安全確保及び適正な施設運営を図る。	企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、午睡時の職員配置状況や午睡状況等の確認及び指導を行い、乳幼児の安全確保を図る。	財務監査基準に基づき、財務面の監査に特化した指導監査を行い、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを確認し、施設における助成金使用の透明性を図る。	労務監査基準に基づき、職員の労務環境や処遇改善に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、保育の質の向上を図る。	児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に関する助言・指導を行い、保育の質の向上を図る。
実施対象	全施設	0・1歳児が3人以上、保育士比率が100%未満の施設のうち、前年度の立入調査で指摘があった施設等	運営費3,000万円以上の施設のうち、過去の立入調査や完了報告審査において会計関係の指摘があった施設等	処遇改善加算を申請している施設のうち、過去の立入調査において労務関係の指摘があった施設等	開所後1年半以内の施設や巡回指導を希望する施設、保育内容に課題があると認められる施設等
主な調査事項	・保育所運営に係る一般的事項 ・設備基準 ・児童に係る関係書類 ・職員に係る関係書類 ・給食・衛生環境	・職員配置状況 ・乳幼児の確認 ・室内環境 ・不審者の侵入防止対策	・経理区分 ・会計一般 (予算／帳簿整備／契約／決算等) ・収入・支出 (費目内訳／関係会社等との取引／積立資産等)	・労務管理関連規定 ・労務管理体制 ・帳簿整備 ・労働保険・社会保険	・保育の状況 ・健康安全の状況 ・食事の状況 ・保護者との連携状況 ・虐待防止 ・保育実践
実 績 ※令和5年度	4,417施設	606施設	500施設	500施設	726施設

●上記以外に、運営に問題が発生した場合等の特別立入調査を実施。（令和5年度：42施設）

■各研修の目的と修了者数

	施設長等研修	保育士研修 (キャリアアップ研修)	保育安全研修	中堅指導者養成研修
目 的	最新の保育施策の動向や、施設の運営管理に必要な基礎的知識等を学ぶための研修を実施し、企業主導型保育事業における保育の質の向上を図る。	乳児保育や障害児保育等について理解を深め、適切な保育計画の作成・保育環境の構築を行い、他の保育士等に助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	こどもたちに安心・安全な保育環境の提供を行うとともに、保護者がこどもを安心して預けられる環境構築を行える企業主導型保育施設を目指す。	企業主導型保育事業の継続的な保育の質の向上を担う中堅保育士の育成を図る。また、次世代の保育施設をけん引するリーダーとしての役割も学ぶ。
修了者数 ※令和5年度	4,025人	7,398人	4,130人	138人

(参考)企業主導型保育施設の保育従事者等の子育て支援員研修の取扱いについて(周知・お願い)

事務連絡

令和5年6月15日

各 都道府県民生主管部局 担当課 御中

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

企業主導型保育施設の保育従事者等の子育て支援員研修の取扱いについて

(周知・お願い)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

従来より、企業主導型保育施設の保育従事者等を対象とする子育て支援員研修としては、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第2の2に定める企業主導型保育助成事業の実施主体が行う子育て支援員研修(以下「企業主研修」という。)が実施されておりましたが、令和5年度においては、企業主研修は実施されないこととなりました。

一方、各都道府県や各市区町村(以下「各都道府県等」という。)におかれては、「子育て支援員研修事業の実施について」(雇児発 0521 第18号、平成27年5月21日)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づいて、子育て支援員研修事業(以下「自治体研修事業」)を実施いただいておりますが、この自治体研修事業は企業主導型保育施設の保育従事者等も対象としているところです。

つきましては、各都道府県等が実施する自治体研修事業において、企業主導型保育施設の保育従事者等を受講対象者から除く運用としている各都道府県等におかれましては、令和5年度においては自治体研修事業(「地域保育コース」のうち「地域型保育」)の受講対象者に含めていただきたく、研修の計画・運用にあたってはご配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上

2. 企業主導型保育事業における 医療的ケア児の受入れ検討について

企業主導型保育事業における医療的ケア児の受入れ検討の全体像

1. **保護者** 希望する保育施設への入園相談・施設見学

* 企業主導型保育施設における医療的ケア児の受入れについて事前調整が必要な旨をお知らせいただいている自治体においては、まずは自治体に相談するようにお伝えします。

2. **企業主導型保育施設** 受入れの可否について検討し、保護者に結果を連絡

* 居住の自治体への入園相談(当該自治体が企業主導型保育施設への入園相談を受け付けている場合に限る)

3. **保護者** 企業主導型保育施設へ必要書類の提出

4. **企業主導型保育施設** 関係書類を準備し、企業主導型保育事業の実施機関へ提出(申請)

5. 上記の1～4を踏まえ、国と企業主導型保育事業の実施機関で検討会を開催

6. 入所決定後、実施機関または企業主導型保育施設から、 管轄の自治体に医療的ケア児の受入れ状況を報告

